

中小企業における所有と支配の分離 経営者保証による最終決定権の確立

著者	津島 晃一
学位名	博士（経営管理）
学位授与機関	嘉悦大学
学位授与年度	2016年度
学位授与番号	32801甲第5号
URL	http://id.nii.ac.jp/1269/00000892/

平成 28 年度
博士論文要旨

指導教授 黒瀬直宏

中小企業における所有と支配の分離
— 経営者保証による最終決定権の確立 —

Separation of Ownership and Control
in Small and Medium-Sized Enterprises:
Final Decision-Making Authority
through Personal Guarantee by CEOs

嘉悦大学大学院
ビジネス創造研究科
津島晃一

要旨

日本の中小企業に関して、経営形態としての所有と支配の分離が議論されることは極めて稀である。実際に、所有と支配の分離の形態で経営している中小企業があることすら、一般的な認識とはなっていない。しかし、この所有と支配の分離こそが、今後の日本の中小企業の事業承継を円滑化し、中小企業の数に減少に歯止めをかける可能性をもつ重要な経営形態なのである。

本研究は、このことを明らかにするため、パーリ=ミーンズを源流とする経済学分野、組織論に根差す経営学分野、会社法に依拠する法学分野の3つの系統の所有と支配の分離に関する議論を分析する。そして、ここで分析した大企業を対象とした理論が、中小企業へも適用が可能であるかどうかを精査する。そこには、中小企業への適用に限界があることを認めるのではあるが、続いて、その克服のための議論を行う。

中小企業へ、所有と支配の分離論を適用することを可能にするために、まず、所有と支配の分離の契機が非親族承継によるものであることから説明する。そのなかで、日本の非親族承継は、少子化などの影響で近年増加傾向にはあるが、その最大の障害が個人保証の引き継ぎ問題であることを示す。新旧経営者間での個人保証の引き継ぎが困難なことは、欧米の非親族承継にはなく、日本の中小企業経営者のみが抱える深刻な問題となっている。ところが、非親族承継で問題となる経営者保証が、実は、中小企業の所有と支配の分離の経営形態を確立する上で重大な有用性を発揮しているのである。

非親族の経営者は、経営者保証をすることによって創業オーナーなどの大株主に対抗できる。これは、経営者保証の有用性が、中小企業における所有と支配の分離した形態での経営者に、最終決定権を確保させているからである。この画期的な理論は、MBOやM&Aなどに依存せずとも、非親族承継を円滑化できる可能性をもっている。本研究では、このことを、日本の非親族承継の実態と経営者保証制度を理論的に分析したうえで、6名の非親族承継を経た社長をケーススタディによって実証分析して証明する。

キーワード

中小企業、所有と支配の分離、非親族承継、経営者保証、最終決定権